

諮問庁：国立大学法人神戸大学

諮問日：平成29年5月8日（平成29年（独個）諮問第33号）

答申日：平成29年8月9日（平成29年度（独個）答申第37号）

事件名：本人に係るハラスメント調査委員会における加害者とされた者の反論書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

下記の2文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 ハラスメント調査委員会における被告2名の反論書全文の写し

文書2 被告2名に行ったヒアリングの際の録音記録（テープ起こし）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人神戸大学（以下「神戸大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年1月24日付け神大情報開示第225-2号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

目的を「率直な意見交換」として徹底するのであれば「非公開とする」旨の明文規定条文を設けなければならず、それが無い以上、被告も後に開示請求されても問題のない「率直な事実」を述べているはずであり、非公開措置は逆に請求者である原告に「被告が何か事実と異なる発言をしていたのではないか」との疑念を生じさせ、調査・認定判断の「中立性」及びそれに対する当事者（今回は原告）の信頼を大きく損ねる結果となり、制度趣旨に反する。なお、上記理由により、萎縮的效果は問題にならず、さらに請求者が退職者である以上、率直な意見により信頼関係が損なわれる恐れもなく、他事考慮と考えられる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の対象事案について

平成28年12月27日付けで本件対象保有個人情報に係る開示請求があり、平成29年1月24日付けで原処分を行ったところ、同月30日付

けで審査請求があったものである。

2 審査請求対象につき、不開示決定とした理由

現在審議継続中の事案であり、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法14条4号に該当するため不開示とする。また、被告2名による反論書・ヒアリングに係る録音記録等については、自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

3 審査請求について

審査請求の内容は、おおむね上記第2のとおりである。

4 諮問庁としての考え方

原処分のとおり不開示が妥当である。理由については下記5のとおり。

5 不開示が適当と考える理由（以下、ハラスメント調査委員会における呼称に合わせ「被告」を「加害者とされた人」とする）

諮問日時点において、本件については当該調査委員会の結論が出ているため、審議継続中ではない。しかし、請求人が請求する文書について、文書の作成に至る目的等においては審査請求人からのハラスメントに係る申告が一連の発端とはなっているものの、その文書を構成するほぼ全てが請求人以外の個人の主張・発言であり、「自己を本人とする保有個人情報」には該当しないと考えられる。

なお、仮に保有個人情報に該当するとしても、加害者とされた人2名の反論書及びヒアリングの際の録音記録に含まれる情報は、開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当し、法14条2号の前段に該当する。また、請求人が加害者とされた人2名の氏名については承知していたとしても、その反論の内容、発言内容についてその詳細まで請求人が知り得ることはないため、同号ただし書イに該当する事情も認められず、当然、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

また、請求人は審査請求の趣旨において、「目的を「率直な意見交換」として徹底するのであれば「非公開とする」旨の明文規程を設けなければならず・・・」と主張しているが、ハラスメント調査委員会における調査資料及び調査結果は国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程9条において、「特段の事情がない限り公開しないものとする。」と明記されている。

よって、ハラスメント調査委員会の調査において、加害者とされた人2名は非公開であることを前提に反論書を作成し、ヒアリングに際しては発言を行っているため、仮にこれら情報が開示された場合には、今後同様に行われる調査において反論書やヒアリングが開示されることをおそれ、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法14条4号に該当する。

以上により、原処分のおり不開示が妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年7月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年8月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、文書1及び文書2に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その全部を法14条4号に該当し、また、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号及び4号に該当することから不開示とすべきであるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性及び保有個人情報に該当する場合の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、文書1及び文書2に記録された情報について、文書の作成に至る目的等においては審査請求人からのハラスメントに係る申告が一連の発端とはなっているものの、その文書を構成するほぼ全てが審査請求人以外の個人の主張・発言であり、審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」には該当しないと考えられる旨説明する。

しかしながら、諮問庁が同時に説明するところによれば、文書1及び文書2は、審査請求人がハラスメントによる被害である旨の訴え（相談）を行った事案に関し、ハラスメント調査委員会による事実関係の確認のため作成又は取得された文書である。また、文書1及び文書2の記載を確認すると、当該文書が、審査請求人の訴え（相談）において加害者とされた各個人の、当該訴えに対する見解、当該各個人の認識した審査請求人の言動、当該各個人及び他の関係者の審査請求人への対応やその前提となった当該各個人及び他の関係者の状況等に関する情報が記録されたものであり、審査請求人の訴えに係る事案と全く無関係であるとすべき情報はおよそ含まれていないことは明らかである。

したがって、文書1及び文書2に記録された情報は、当該文書に審査請求人の氏名が記載されているものもとより、審査請求人の氏名その他の

直接審査請求人を識別することができる情報が記載されていないものであっても、その作成又は取得の目的及びその内容から、一体として、他の情報と照合することにより審査請求人を識別できることとなる情報であるとすべきであり、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

文書1及び文書2に記録された保有個人情報は、ハラスメントによる被害である旨の審査請求人の訴え（相談）において加害者とされた各個人の氏名、職名、審査請求人との関係等の記載とあいまって、その全体が、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

また、文書1及び文書2に記録された上記各個人の反論の内容及びヒアリングの際の発言内容は審査請求人に明らかにすることが予定されたものではなく、現に明らかにしていないのであるから、当該情報は法14条2号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。さらに、氏名、職名等の記載は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから法15条2項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを開示するとその記載内容から開示請求者において個人を特定することが可能となり、また、個人が特定された場合には、当該個人に関する具体的な情報が併せて知られることとなってその権利利益を害するおそれがあり、同項による部分開示はできない。

したがって、本件対象保有個人情報は、法14条2号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法14条4号に該当し、また、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定について、諮問庁が、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号及び4号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、本件対象保有個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するが、同条2号に該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司